「食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について」の 一部改正について

「食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について(平成19年7月12日付け食料・農業・農村政策審議会決定)」(以下「設置要領」という。)について、各部会の所掌事務の一部変更を行うための改正を行うこととしたい。

1 「担い手経営安定法」に係る所掌事務の変更(設置要領第1条)

従前、企画部会において処理していた「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)」に係る事項について、今般、新たに政策統括官が設置され、水田・畑作農業政策を一元的に担う体制が整備されたことから、今後、食糧部会において処理するための見直し。

2 「都市農業振興基本法」に係る所掌事務の追加(設置要領第1条)

本年4月22日に公布・施行された「都市農業振興基本法(平成27年法律 第14号)」に係る事項について、農村振興施策を扱う農業農村振興整備部 会において処理するための見直し。

3 部会の庶務を行う課の名称の変更

本年10月の組織改編に伴い、各部会の庶務を行う課の名称が変更された ことに伴う見直し。

平成19年 7月12日 食料·農業·農村政策審議会決定 平成20年 3月 7日改正 平成20年 5月15日改正 平成20年 7月25日改正 平成21年 1月27日改正 平成21年 7月23日改正 平成21年 7月23日改正 平成23年 9月 1日改正 平成26年 3月28日改正 平成27年〇月〇日改正

第1条 食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
企画部会	食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)の規定により審議会
	の権限に属させられた事項を処理すること。
家畜衛生部会	1 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)の規定により審議会の
	権限に属させられた事項を処理すること。
	2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、家畜衛生
	に係るリスク評価に関する事項を調査審議すること。
食料産業部会	卸売市場法(昭和46年法律第35号)、エネルギーの使用の合理化等に
	関する法律(昭和54年法律第49号)、資源の有効な利用の促進に関す
	る法律(平成3年法律第48号)、食品流通構造改善促進法(平成3年法
	律第59号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法
	律(平成7年法律第112号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関す
	る法律(平成12年法律第116号)及び中小企業者と農林漁業者との連携
	による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)の規定によ
	り審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
食糧部会	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号
) 、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律
	<u>(平成18年法律第88号)</u> 及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律
	(平成21年法律第25号)の規定により審議会の権限に属させられた事項
	を処理すること。
果樹部会	果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)の規定により審議会
	の権限に属させられた事項を処理すること。
甘味資源部会	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)の

	規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
畜産部会	家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)、飼料需給安定法(昭和27
	年法律第356号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年
	法律第182号)、畜産物の価格安定に関する法律(昭和36年法律第183号
)、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)及
	び肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)の規定により
	審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
農業共済部会	農業災害補償法(昭和22年法律第185号)の施行に関する重要事項で
	あって、次に掲げるもの。
	1 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の
	共済掛金標準率等の算定方式に関する事項を調査審議すること。
	2 家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査審議する
	こと。
農業農村振興	1 土地改良法(昭和24年法律第195号) 及び 、農業振興地域の整備に
整備部会	関する法律(昭和44年法律第58号) <u>及び都市農業振興基本法(平成27</u>
	<u>年法律第14号)</u> の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理
	すること。
	2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、次に掲げ
	るもの。
	ア 国際かんがい排水委員会に関する事項を調査審議すること。
	イ かんがい排水の改良発達に関する重要事項を調査審議すること。

- 第2条 部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との 調整を要するとき又は部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政 策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。
- 2 会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、その旨を当該部会長に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。

第3条 部会の庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理する。

部 会	課
企画部会	大臣官房政策課
家畜衛生部会	消費・安全局動物衛生課
食料産業部会	食料産業局企画課
食糧部会	生產局農産部 政策統括官付農産企画課
果樹部会	生產局農産部園芸作物課
甘味資源部会	生產局農産部 政策統括官付地域作物課
畜産部会	生產局畜産部畜産企画課

農業共済部会	経営局保険課
農業農村振興整備部会	農村振興局整備部設計課

附 則 (平成20年3月7日決定)

食糧部会は、審議会で別に定めるまでの間、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第4条第3項の規定により審議会の権限 に属させられた事項を処理することができる。